議題3　災害時要援護者台帳の整備について

資料3

市名		各市の状況		
		（1）法律改正を機に、どのような取り組みをするか	（2）関係各課が保有するデータを再度データ整備するか	（3）台帳整備に当たり、電子計算機ソフトを導入するか
1	名古屋市	法の改正内容を踏まえた必要な手続きや所要の見直しを行い、行政と地域の連携を図りながら、災害時要援護者対策を進めていきます。	関係各課が保有するデータのうち、障害手帳所持者（身体・知的・精神）、ひとり暮らし高齢者（65歳以上）、介護保険受給者（要支援・要介護）、難病患者（移動困難な方）の方を災害時要援護者として、一元的に把握している。法改正を受け、今後対象者の見直しを検討したい。	災害時要援護者の把握に当たっては、関係各課から対象者のデータ提供を受け、電子地図上で災害時要援護者を把握する「災害時要援護者名簿システム」という単独のシステムを構築し管理している。
2	豊橋市	平常時は、個人の同意を得て民生委員及び自主防災会に要援護者名簿を提供していますが、平常時の他関係機関への提供について、その必要性なども含めて検討したいと考えています。	関係各課が保有するデータ（障害者データ、ひとり暮らし高齢者データ等）は、各々で責任をもって管理しているため、今回の法律改正を機にデータを再度整備することは特に考えていません。	現在、庁内で福祉システムの再構築を進めており、その中で災害時要援護者台帳を管理する機能を開発するため、本業務に特化したソフトの導入は考えていません。
3	岡崎市	法改正の内容は、現在運用している岡崎市災害時要援護者制度で充足しており、現制度の法的根拠ができるものと認識している。個人情報の取扱いについては、岡崎市個人情報保護審査会で承認を得ている。	既にデータ連携している。	ホストコンピューターでシステムを構築しているが、現在検討を進めている福祉総合システムの中で再構築していく。
4	一宮市	検討中	検討中	検討中

市名		各市の状況		
		（1）法律改正を機に、どのような取り組みをするか	（2）関係各課が保有するデータを再度データ整備するか	（3）台帳整備に当たり、電子計算機ソフトを導入するか
5	瀬戸市	一昨年度から、災害時要援護者台帳の整備を民生委員児童委員の協力のもと取り組んでいます。今後も、新たな要援護者の登録はもとより、登録内容を生きた情報とするための内容の更新や修正作業を続けていきます。【高齢者福祉課】	本市においては、障害福祉業務と高齢者福祉業務についてはそれぞれ同一製造元のパッケージシステムにて管理しており、これまでは、それぞれの業務システムから障害者やひとり暮らし高齢者などのデータを抽出し、世帯単位にマッチングした上で、災害時要援護者台帳作成のベースとなる名簿を作成しておりました。 平成24年度に地域支え合い体制づくり事業の補助を受け、災害時要援護者支援台帳を高齢者福祉業務システム上で管理できるようカスタマイズするとともに、紙台帳情報の電子データ化（入力作業）を実施しております。【高齢者福祉課】	従来からのシステムのカスタマイズで対応しました。【高齢者福祉課】
6	半田市	自治区との連携を強化して各地域での要援護者の把握・勧奨・台帳の作成までを 各区で行なっていただき、市がその取りまとめをできるような仕組み作りに取り組んでいきたいと考えております。	登録から年数が経過している要援護者は、障がいの程度や介護度に変更が生じている場合があり、中には適切に情報が更新できていないデータが存在します。 法律改正を機に、地域福祉課・介護保険課・生活援護課等と連携しながら、再度データ整備を行う予定です。	導入の予定はありません。現在はExcelで台帳管理を行っていますが、法律改正を機に、Accessでの管理に移行できないか、検討してまいります。
7	春日井市	当市においては、現在、地域の支援者等の関係者に対し、個人情報を提供することについて同意を得て登録申込みを受けた方の台帳を整備する災害時要援者支援制度を運用しています。また、市が保有する情報から災害時要援護者に関する情報を抽出した上、一元化し安否確認リストを作成し、災害に備えています。今後も、現在の取り組みを継続します。	（1）で回答しました安否確認リストの整備をしているため、再度データ整備する予定はありません。	現在のシステムで対応可能であるため、導入予定はありません。

市名		各市の状況		
		（1）法律改正を機に、どのような取り組みをするか	（2）関係各課が保有するデータを再度データ整備するか	（3）台帳整備に当たり、電子計算機ソフトを導入するか
8	豊川市	現在、制度の対象者に登録案内通知を随時発送するとともに、月に一回新規の登録者や削除された登録者を確認し、常時新しい情報が記載されている台帳が各町内会、民生委員の手に渡るようにしております。法律改正を機に、新たに別の取り組みをする予定はありません。（6月30日現在の登録者数　2,211人）	防災対策部局が紙の台帳のみ、障害者福祉部局がシステムのみ、高齢者福祉部局が紙の台帳とシステム両方でデータを保有しています。各町内会や民生委員からの情報等から、逐次整備をしておりますが、今回の法律改正によって特別に再度データを整備する予定はありません。	既に電子計算機ソフトを導入し、台帳整備に活用しています。
9	津島市	現在、手上げ方式により申請があった対象者について福祉課、高齢介護課、地域安全課で災害時要援護者台帳を共有している（主は福祉課で管理している。）ため、このまま継続と考えています。	現状のままで考えています。	今のところ、考えていません。
10	碧南市	現時点では未定です。近隣市の状況を見ながら検討していきたいと考えております。	現時点では未定です。近隣市の状況を見ながら実用的なものに整備していきたいと考えております。	現時点では未定です。近隣市の状況を確認し、来年度以降「地域支え合い体制作り事業補助金」が継続されるようであれば考えたいと思います。
11	刈谷市	動向を見守っている段階であり、取り組みに関する具体的な検討は行っていませんが、データの一元管理等を検討していく必要があると考えております。	関係各課で定期的な更新を行っており、改めてデータを整備する予定はありません。	現在、導入検討の予定はありません。

市名		各市の状況		
		（1）法律改正を機に、どのような取り組みをするか	（2）関係各課が保有するデータを再度データ整備するか	（3）台帳整備に当たり、電子計算機ソフトを導入するか
12	豊田市	現段階では、おおむね次のような取組を検討している。 ①改正後の災害対策基本法に規定されている「避難行動要支援者」の対象者と、既存の災害時要援護者の対象者を統合する方向で調整を行う。（災害時要援護者の対象者：要介護3～5の認定を受けている在宅の者、ひとり暮らし高齢者登録者、豊田市在宅重度心身障がい者手当ての受給者等） ②おおむね年度内を目処に対象者に対して、平常時の名簿提供に係る同意確認を行う。 ③改正後の災害対策基本法に規定されている各避難支援等関係者の役割を整理するとともに、災害発生時用の名簿の提供の仕方を検討する。 ④災害対策基本法の一部改正法の施行に合わせ、平常時の名簿を必要な避難支援等関係者に提供するとともに、災害発生時用の名簿を必要な場所に配置する。	対象者の要件を確定させた段階で、庁内のオンラインシステムを改修し、対象者のデータベースを構築することを検討している。	庁内で開発するため、電子計算機ソフトを導入する予定はない。
13	安城市	災害時要援護者として、ひとり暮らし、寝たきり、認知症の高齢者及び身体障害者、知的障害者のうち、支援を希望する方の登録はできているが、それ以外の避難行動要支援者（乳幼児・その他の要配慮者）については、今後、関係課とも協議しながら対応を考えていきます。	現在、高齢者、障害者についてはすでにデータ整備済であるので、再度データ整備の予定はありません。 また、それ以外の避難行動要支援者（乳幼児・その他の要配慮者）については、関係課とも協議しながら対応を考えていきます。	平成24年度に導入済なので、導入予定はありません。 今後、関係課とも協議し、必要があればシステム改修については考えていきます。

市名		各市の状況		
		（1）法律改正を機に、どのような取り組みをするか	（2）関係各課が保有するデータを再度データ整備するか	（3）台帳整備に当たり、電子計算機ソフトを導入するか
14	西尾市	現在、主に民生委員及び地域の自主防災会長の協力のもと制度の啓発を図っています。登録者データは民生委員及び地域の自主防災会長に提供され、随時加除など更新しています。法律改正後、新たな取り組みをする予定はありません。	再度、データ整備をする予定は現在ありません。	導入する予定はありません。
15	蒲郡市	災害時要援護者への避難所調査及び避難所開設者との顔合わせ	防災担当と災害時要援護者名簿を共有しているので現在考えていない。	導入予定なし
16	犬山市	台帳登録の申請時に、個々で希望する支援内容（避難支援または安否確認）を記入しているため、今後、支援内容に応じて個別支援を検討する必要がある。	市システムの再構築に伴い、26年度より電子データ管理開始予定。 新システムでは、現在の要援護者台帳情報（高齢：長寿社会課、障害：福祉課）を一括管理し、それぞれの担当でシステム共有する予定。	質問（2）の理由により、新たなソフトの導入は考えていない。
17	常滑市	災害時要援護者台帳は作成したが、災害時に機能できることが重要なため、登録した要援護者の要援護・身体状況について、情報提供（声掛け）だけで自力で避難できる人か、人の手が必要な人なのかの仕分けを今後、区と検討していく。	平成24年度のシステム導入を機に、課内の他システム（障がい、介護保険、ひとり暮らし高齢者等）とのデータ連携を整備する。	平成24年度に導入済み。
18	江南市	これまで、福祉部門内で名簿化しておりましたが、更に包括的に市関係課が連携し名簿を整備しなおすことを検討	福祉部門、防災部門、電算部内(住基担当課)が連携し、再度データ整備することを検討	既存のソフトを添用予定

市名		各市の状況		
		（1）法律改正を機に、どのような取り組みをするか	（2）関係各課が保有するデータを再度データ整備するか	（3）台帳整備に当たり、電子計算機ソフトを導入するか
19	小牧市	現在、整理している災害時要援護者台帳を法改正の趣旨を踏まえ、見直す必要があると考えているが、具体的な取組みについては、未定である。	本市では、福祉総合システムを導入しており、改めてデータ整理をする必要はない。 ただし、対象者のあり方次第では、必要と考えるが、現時点で対象者をどうするか未定であり、今後、検討を行う。	未定
20	稲沢市	現在、市内民生委員が保有する要援護者の情報を基に関係各課の協力の下に要援護者リストを作成していますが、法律改正による台帳整備の義務化を契機に、関係各課と協議し直し、漏れのない、災害時に対応できる台帳整備を考えています。	左記（1）に記載のとおり、データ整備を行う考えでいます。	現在、エクセルデータで台帳管理していますが、他市町村で電子計算機によるソフトを導入している自治体が多いようであれば検討したい。
21	新城市	本市では平成21年9月より「災害時要援護者避難支援計画」の策定に際し、庁内関係部局、社会福祉協議会等で構成する作業部会にて協議し、台帳登録管理システムを構築している。	平成23年度に「災害時要援護者台帳登録システム」を導入し台帳登録者をデータ管理しています。本システムは既存の「障害者福祉システム」や「介護福祉システム」と連携して構築されているため、新たなデータ整備は予定しておりません。	既に導入済みですが、東三河5市町村で構成する「東三河グループプロジェクト」にて東三河住民情報システム共同調達業務を検討しており、その中で総合的な管理システムの導入の計画があります。
22	東海市	未定	未定	未定
23	大府市	災害時要援護者名簿を整備済であるため、特に考えておりません。	再整備の予定はありません。	導入の予定はありません。
24	知多市	当市では、法律改正前から災害時要援護者台帳を整備しており、現時点では、今回の法改正を機に取り組みを変更することは考えていません。	現在は、障害者データ、ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯データのみが対象で、その他のデータはつながっていません。 関係各課のデータを統合して整備するかは未定です。	現在、福祉総合システムを利用して災害時要援護者台帳を整備しています。
25	知立市	特に新しい取り組みの予定はない。	現在整備してある台帳に対象者の加除等を加えながら、継続して使用していく予定。	導入予定はない。

市名		各市の状況		
		（1）法律改正を機に、どのような取り組みをするか	（2）関係各課が保有するデータを再度データ整備するか	（3）台帳整備に当たり、電子計算機ソフトを導入するか
26	尾張旭市	現在の取組みを継続していく。	現在、住民基本台帳、介護保険データ、障害者データにより、対象者台帳を整備している。 地域支援者（自治会等）が避難支援プランを策定しようとするとき、該当区域の対象者から同意書を収集し、同意のあったかたのみ、地域支援者に同意者台帳を提供している。	平成２２年度に導入済み
27	高浜市	災害時要援護者名簿の対象範囲、要援護者情報の収集、共有方法、名簿情報の提供先の見直しについての検討を予定しています。	住基データ、要介護等認定者データ、障害者データなどの連携を予定しています。	導入する方向で、現在平成２５年９月議会へのシステム構築費の補正予算計上に向けて準備中です。
28	岩倉市	現在、関係課と調整中です。	現在、調査研究中で、未定です。	現在は、平成23年度に整備したシステムを使用中で、今回の法律改正に伴うプログラム改修等については業者に調査依頼中です。
29	豊明市	本市では、高齢者を中心に障がい者を含めた形で要援護者リストを作成しているが、法改正され、乳児にまで対象が拡大したことにより、現在窓口になっている高齢者担当課では対応しきれないので、主管課を防災担当窓口に移動し、各部署がそれぞれ情報を提供していく形で進めていきたい。	ひとり暮らし高齢者に関しては、民生児童委員の協力により常時修正しているが、直接の窓口が高齢者担当課であるため、他部署情報については、情報の更新ができていない。主管課を変更する際に情報更新等関係各課と調整することになる。	本市では、情報担当課により「高齢者台帳」を整備しており、その中で要援護者リストも管理しているが、あくまでも高齢者台帳に基づいているため、今後要援護者範囲の拡大もしくは、担当主幹課の変更の際には、再度システムの構築が必要になってくる。
30	日進市	様式を変更し、①災害時に備え、申請書の写しを個別支援計画として、地域の支援者（区長・民生委員・自主防災組織等）に交付されること。②災害時に備え実施される地域における支援活動を理解し協力すること。について本人同意欄を設け、要援護者全員に取り直しを行っている。	行っている	検討中

市名		各市の状況		
		（1）法律改正を機に、どのような取り組みをするか	（2）関係各課が保有するデータを再度データ整備するか	（3）台帳整備に当たり、電子計算機ソフトを導入するか
31	田原市	田原市では、昨年度から災害時要援護者管理台帳を作成し、現在登録を進めている。登録者には、その登録内容を民生委員、校区、地域の自主防災会、社会福祉協議会で共有することを前提として同意を得ていることから、前述の機関には名簿を提供している。したがって、特に法改正により新たな取組みを行うことは考えていない。	台帳登録対象者は、65歳以上の単身及び高齢者のみ世帯、要介護度3以上、重度の障害者手帳を所持している方で、今後毎年新規対象となった方等について、データの更新、新規登録の促がしを行う予定。	平成24年度に導入済み。
32	愛西市	愛西市では、今回の法律改正に先立って、平成22年度より災害時要援護者避難支援プランを作成して取り組んでいます。 個別に必要な支援内容の細かい把握が可能となる「同意方式」と、災害時に援護の必要性が高い方々の網羅的な把握が可能となる「関係機関共有方式」を組み合わせた方式で実施を進めています。	愛西市では、今回の法律改正に先立って、平成24年度より再度データ整備をしています。	電子計算機ソフトを導入する予定はない。
33	清須市	整備済みの台帳を活用できるように周知・啓発を行う。	台帳情報の更新処理にあわせて協力を求めていく。	現行のシステムを利用し、新たなソフト等を導入する予定はない。
34	北名古屋市	災害時にどの範囲まで情報提供を可能とするか検討していく。	法律改正を機に再度データ整備はしない。	法律改正を機にというわけではないが、平成25年度に災害時要援護者台帳管理システムを導入予定。
35	弥富市	平成17年度に台帳整備を行っているので、引き続き整備を進めていく。 名簿作成については、関係各課と調整をしていく。	現段階では考えていない。	現段階では考えていない。

市名		各市の状況		
		（1）法律改正を機に、どのような取り組みをするか	（2）関係各課が保有するデータを再度データ整備するか	（3）台帳整備に当たり、電子計算機ソフトを導入するか
36	みよし市	本市では現在、消防機関、都道府県警察、市町村社会福祉協議会等への名簿情報の提供を行っていないため、今後、情報提供先等について検討する。 あわせて、現在の台帳への記載内容の見直し（既往症等についての追加）についても検討する。	平成19年の制度発足時の一斉調査以来、毎年台帳の加除のみを行ってきたため、災害対策基本法の改正にあわせて一斉調査を行い、データの再整備を図る必要があると認識しているが、その時期については、現在検討中。	現在検討中。
37	あま市	現行作成している台帳情報の提供先の検討及び同意の取り直しを来年度以降に着手予定。	（1）の対応により必要に応じて実施する。	現行導入済みの福祉情報システムRステージで対応したい。
38	長久手市	法律改正前から災害時要援護者台帳を整備している。高齢者実態把握調査と様式を統一し、調査対象となる住民の負担軽減・事務の効率化を図る。	予定なし	法律改正前から導入済